

平成19年5月17日

各 位

会 社 名 アルメタックス株式会社
本社所在地 大阪市北区大淀中1丁目1番30号
代 表 者 名 代表取締役社長 引間 龍冶
(コード番号 5928 大証第2部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 山本 明
T E L 06—6440—3838

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第43期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- ①会社法第939条の規定に従い当社の公告の方法（当社定款第5条）を電子公告によることとするため所要の変更を行うものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合に備え、予備的な方法も定めるものであります。
- ②経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、年功的要素の強い従来の役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを、平成19年5月17日開催の取締役会で決議しました。また、会社法の施行及び会計基準による賞与の取扱いの変更がなされております。これに伴い当社定款第23条（報酬等）に規定していた賞与、退職慰労金の文言を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日（木）
定款変更の効力発生日 平成19年6月28日（木）

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、<u>賞与、退職慰労金</u>、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告の方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>